

組合ホームページでも随時
情報発信中ですので是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



暖かい春の日差しを感じる頃となりました、年度末となるこの時期はいろいろあわただしくなるころですので、交通事故などに気を付けていただければと思います。
2月9日に技能実習に代わる新制度の「育成就労（仮）」を創設する方針を決定し、今国会での法案の成立にむけ審議が進んでいます。現時点の最新情報を今月号でご案内いたします。

◎新制度「育成就労」についての最新情報

CHECK!!

新たな制度は人材の確保と育成を目的とし名称は「育成就労制度」となります。

新制度へは**3年程度の移行期間**をもって**技能実習制度から移行していく予定です。**

●見直しにあたっての3つの視点（ビジョン）

国際的に日本が外国人材に選ばれる国になるよう、以下に重点を置いて制度を見直す。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、
労働者としての権利性を
高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ
活躍できる分かりやすい仕組み
を作ること

安全安心・共生社会

全ての人安全安心に暮らすことが
できる外国人との共生社会の実現に
資するものとする

●見直しに当たっての4つの方向性

1. 技能実習制度を発展的な内容に改善し、**人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しをする。**
2. **外国人材に日本が選ばれる**よう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設け、キャリアパスを明確化し、**新制度から特定技能への円滑な移行を図る。**
3. **人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認める**とともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じる。
4. **日本語能力の段階的な向上を図る仕組みの構築や受入れ環境の整備で、共生社会の実現を目指す。**



特定技能1号（通算5年） → 特定技能2号（期間制限なし）

◎転籍について新情報

転籍制限の期間は1～2年とし、悪質ブローカーの介在を防ぐため手続きは「監理団体」や「公共職業安定所（ハローワーク）」等に限定し、民間事業者は認めない方向となります。
また、**転籍元が支払った入国時費用の一定程度を転籍先に負担**させることが検討中です。

◆技能実習生とよりよい関係を築くために (第11回)



職場環境に不満を持った技能実習生が、途中帰国を申し出たり、特定技能への移行に伴い移籍を申し出ることがあります。しかし、それらについては技能実習生への気配り、対応で継続して在籍してもらうことも可能になります。技能実習生を受け入れる実習実施者の皆様においては、職場になじみ、長い間勤めたくなる職場となるよう、以下の点に気を付けてみてください。

- ①「もし、自分が外国で働く技能実習生だったら」を考えてみてください。
- ②来てくれた技能実習生に対し、日頃から感謝の気持ちを持って接してください。
- ③どこの国の技能実習生に対しても偏見を持たず、平等に接してください。
- ④言葉が通じなくても表情や言動で伝わります、丁寧な指導を心がけてください。

技能実習生が
長期に渡って
働きやすい
環境を整えま
しょう



最近円安により、技能実習生が母国へ送金する際に、現地通貨での金額が面接時の想定より目減りしてしまうことや、ネットなどの情報で**自分の賃金額を他と比較して不満**をもち、帰国・移籍にいたってしまうこともあります。**賃金額、宿舍費用等の見直し**なども、有効な手段となります。

技能実習生は貴重な戦力です。上手な対応をお願いいたします。

■技能実習生宿舍への外部の人間の出入り・宿泊について

技能実習生の宿舍へ、外部からの知人・友人等が来訪・宿泊する場合には、事前に許可を得るように指導をお願いいたします。なかには、友人と称して不法滞在者や犯罪者などが出入りする可能性もあり、技能実習に支障をきたすことにもなります。

技能実習生には、犯罪を未然に防止するための措置であることもあわせてご説明ください。

親類や友人などを招く、近所の実習生などが集まって食事会をするなどを規制するものではありませんが、実習生の宿舍に見かけない車や自転車などが止められている場合には、早い段階での確認をしていただくようお願いいたします。



◎賃金額や会社役員等の変更があった際には組合へご連絡ください

年度の切り替わりの時期となり、下記のような事柄の変更が行われる実習実施者様もあるかと思えます。変更があった場合は組合でも書類作成が必要なため、早めのご連絡をお願いいたします。

■会社の役員変更

法務局などへの届け出が終わったあとに、組合へご連絡ください。

■技能実習生の賃金額の変更

賃金額が変更となった場合、契約書の作成や実習生への確認が必要となります。変更の詳細が決まりましたら組合へご連絡をお願いいたします。



■組合による監査が終了しました (2024年2月度)

2月5日から実施した「組合による監査」につきまして、**監査へのご協力ありがとうございました**。実習実施者の皆様におかれては準備がしっかりされており、備付書類のチェックもスムーズに進めることができました。

45時間を超えた残業を実施するためには年に1度、特別条項の届け出が必要となります。今一度ご確認をよろしくをお願いいたします。



●時間外労働が45時間を超えた際には技能実習計画の軽微変更届の提出が必要です

月の残業が45時間を超えて実施した場合には、実習機構に対して**技能実習計画の「軽微変更届」**を提出する事が義務付けられています。「**時間を超えた全ての実習生の残業時間**」を**変更届に記載**し、超えた場合は「**月ごとに都度提出**」をしなければなりません。

残業時間が規定を超えた場合には**組合への連絡と出勤簿(実習日誌)の提出**をお願いいたします。

■今後の行事予定

3月8日(金) 入国前説明会 会場：鹿島人材養成事業組合事務所 時間：16:00～

(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27

TEL 0479-46-0444

<http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/>